

令和5年4月1日開始

合併処理浄化槽新規設置事業者補助金について

地域の活性化と水質保全を図るため、共同住宅・店舗・事務所等を新築し合併処理浄化槽を新規設置される場合に補助金を交付します。

1. 補助要件

下記に該当する方が補助対象となります。

- 公共下水道全体計画区域のうち、事業計画に含まれていない区域及び特定用途制限地域のうち、特定沿道地区（公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域を除く）において、共同住宅・店舗・事務所等を新築し合併処理浄化槽を設置される方。
- 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受け、合併処理浄化槽を設置される方。
- 合併処理浄化槽（5～50人槽）を設置される方。
- 市税及び水洗化事業の負担金、使用料等を滞納していない方。

2. 補助金額

- 合併処理浄化槽の設置に要する経費に相当する額とし、以下のとおりとします。

合併処理浄化槽（人槽）	補助金額（上限）
5人槽	414千円
6～7人槽	474千円
8～10人槽	660千円
11～20人槽	1,002千円
21～30人槽	1,545千円
31～50人槽	2,129千円

3. 補助金申請の手続き

- 綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付申請書に必要書類を添付して、下水道課へ申請してください。

※必ず工事着工前に提出してください。

（裏面に続きます）

提出書類

(1) 申請を行うとき

- 綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付申請書
- 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し・建築確認通知書の写し
- 設置場所の付近見取図
- 他人の土地に合併処理浄化槽を設置する場合は、土地所有者の承諾書の写し
- 申請者と工事施工者との工事請負契約を締結する書類の写し

(2) 浄化槽設置工事が完了後、実績報告書に必要書類を添付して、下水道課へ報告してください。

- 綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金実績報告書
- 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 浄化槽法定検査依頼書又は承諾書の写し
- 施工写真



お問い合わせ先：綾部市上下水道部下水道課地域排水担当

電話 0773-42-4296

FAX 0773-42-4406